

## こども発達支援センターの指定管理者制度導入について

令和2年4月より庁内関係部署で構成する「こども発達支援センターの在り方検討委員会」を設置し、柔軟な運営体制の構築、専門的知識を持った職員の確保といった更なるサービスの向上を図るためには、指定管理者制度導入が最も有効な手段であるという報告書がまとめられ、下記スケジュールの通り、令和3年第4回定例会において、指定管理者によるセンターの管理を行わせることができる等の条例改正を行いました。

その後は、業者選定のプロポーザルを行い、令和6年4月より指定管理者によるセンターの運営を予定しております。

センターの事業として、市内の保育所・幼稚園、小学校、中学校等に通う「発達の気になるお子さん」を対象に、楽しく集団生活ができるよう、訪問支援員（公認心理師等）が各所属先を訪問してサポートを行う保育所等訪問支援事業を行っております。

指定管理者制度導入後も児童や保護者が不安を抱くことがないよう市が指定管理者の運営のサポートを行い、引継ぎや連携を図ってまいります。

### 【指定管理者制度導入までのスケジュール】

令和3年度	
12月	第4回定例会（センター条例改正（指定管理者制度導入））
令和4年度	
5月～10月	指定管理者選定委員会 3回程度実施（書類審査・プロポーザル）
11月	選定結果の通知
12月	第4回定例会門真市立こども発達支援センターの指定管理者業者の議決
令和5年度	
4月～9月	指定管理者による職員の確保
10月～3月	指定管理者への業務引継ぎ（6ヶ月）
令和6年度	
4月	指定管理者による管理運営スタート
4月～9月	指定管理者職員との合同療育（6ヶ月）